

立命館大学 学外研究成果報告書

2011年10月25日

立命館大学長 殿

所属： 法務 研究科 職名： 教授 氏名： 村田 敏一 印

このたび学外研究を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

		所属長承認	松宮 孝明 印	
研究課題	株主平等原則の研究等会社法の基本問題の研究、並びに保険関係法の研究			
申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 学部研究科人数・予算枠内 <input type="checkbox"/> 学外資金・セメスターごと人数枠内 <input type="checkbox"/> 役職者別枠 <input type="checkbox"/> 助教			
滞在先国名 (複数ある場合は 全て記入してく ださい)	日本国	<input type="checkbox"/> 国外のみ <input checked="" type="checkbox"/> 国内のみ <input type="checkbox"/> 国内__ヵ月、国外__ヵ月		
研究期間	2011年4月1日 ～ 2011年9月25日 (6ヵ月間)			
研究日程 概要	期 間		滞在都市名	研究機関名
	①	2011年 4月 ～ 2011年 9月 下記の②以外 の期間	京都市	立命館大学法務研究科
	②	2011年 6月 ～ 2011年 7月	札幌市 (1週間)	北海道大学法学部・法学研究科
	③	年 月 ～ 年 月		
	④	年 月 ～ 年 月		
1. 実施状況：研究方法や受入研究機関との関係なども含め、上記研究日程概要に即して実施した事柄を具体的に記述してください。				
1. 株主平等原則の研究等会社法の基本問題の研究 2011年10月9日の日本私法学会大会(神戸大学)における研究発表(2012年4月に「私法」74号に論文掲載予定)に向け、予備的な研究報告として、同年6月4日に立命館大学民事法研究会(於立命館大学)において、また、同年7月1日に学外研究先の北海道大学法学研究科における北海道大学民事法研究会(於北海道大学)において、各々報告を実施した。両研究会においては、活発な質疑がなされ、報告論旨に自信を深める一助となった。また、同年7月16日には、京都大学商法研究会(於京都大学)において、株主平等原則の解釈を主要論点の一つとする判例研究報告を行った(「ピコイ事件」、商事法務10月5日・15日号に掲載)。これらのプレ報告を経て、学外研究期間終了直後の同年10月9日、日本私法学会大会(於神戸大学)において、「株主平等原則の謎—会社法109条1項の解釈論として」の題目で研究報告を行った。当日は、活発な質疑がなされたが、質問・意見等に対しては、的確な回答・反論を行うことができ、自らの報告の論旨に一層の自信を持つことが出来た。当該私法学会での報告成果は、2012年4月の「私法」に掲載される予定である。なお、今後は、会社法の基本問題の研究として、株式買取請求権に関する解釈論的・立法論的研究に取り組んでいく所存であるが、既に今次学外研究期間中において、当該研究に着手していることを付言する。				
2. 保険関係法の研究 生命保険税制に関して最高裁判例評釈の形で成果を公表するとともに(民商法雑誌、6月)、その報告を生保・金融法制研究会で実施した(7月15日)。保険募集法制見直し論に関する提言を論文の形でまとめた(生命保険論集176号、9月)。また、保険業法逐条解説につき分担報告を行った(240条の2～240条の13、5月27日、7月15日、8月31日)。				

2. 成果の概要： 今回の研究成果の概要を上記の実施状況に則して具体的に記入してください。 [2500～3000字程度]

1. 株主平等原則の研究等会社法の基本問題の研究

小職は、2008年3月、立命館法学誌上で「会社法における株主平等原則（109条1項）の意義と解釈」を公表した。そこでは、わが国における学説史を辿るとともに、新会社法の文言を重視する立場から、同原則の具体的な解釈と個別的問題への適用問題につき論じた。今回の研究では、その後の同原則を巡る活発な論争状況や、ドイツ法における議論状況、前稿以降に公表された論文をフォローする中で、さらに、文言解釈の徹底や、新会社法の全体的な基本理念（建て付け）との整合性を図る立場から、解釈の精緻化を図った。新会社法（平成17年会社法）は、初めて「株主平等原則」につき、明文で一般規定を設けた。同法は、種類株式制度等の領域で規制を大幅に整備したが、そうした個別規定の整備と、一般規定の文言（規定ぶり）から生じる二重の制約により、一般規定としての株主平等原則の固有の守備範囲は、大きく縮減することとなる。また、新会社法は、株主総会特別決議による株主たる地位の剥奪を広汎に許容するとともに、その半面として、株主の財産権的利益の保障制度を強化したが、こうした新会社法の基本的な考え方を妥当なものとして評価する中で、株主平等原則の具体的解釈に当たっても、そうした基本的考え方を反映させていく必要がある。

一般規定（109条1項）の解釈として、「数に応じて」とは、個別規定（例えば剰余金配当に関する法454条3項）の解釈との整合性から、持株数に正比例しての法意と解され、また、「その内容に応じて」とは、同様に個別規定の解釈との整合性から同一の種類株式にあっては、同一の種類株式にあっては、持株数に比例して取り扱われるものと解される。こうした会社法各規定文言の整合的解釈からは、たとえば「数に応じて」を数に着目しての意味に解する解釈は妥当でないこととなる。一般規定の固有の（個別規定と重畳しない）射程範囲は、株主の経済的利益（財産権的利益）に限局される。個別規定中の株主総会での議決権を例外として、経済的利益以外の範囲では比例取扱いが要求されるべき事項が見出せないためである。なお、会社法109条2項（属人的みなし種類株式）は、株主の三基本権に限定して、一般規定の特例を許容しているため、その意味で個別規定の特例を定めるに過ぎないものとして、一般規定の解釈には影響を及ぼさない。

一般規定は、株式会社を名宛人とする規範であり、その違反の効果は従来、絶対的無効と説かれることが多かったが、むしろ多様な効果を招来するものと解釈するべきである。例えば、その違反の効果は新株や、新株予約権の発行の差止事由を構成し、また、会社法429条に基づく取締役等の対第三者責任を基礎づける場合が多いものと解される。株主平等原則の理念的意義については、まず理念的意義を定立してそこから演繹的に条文解釈を行うことは妥当ではなく、むしろ条文の文言解釈を確定させた後に、帰納的に考察する必要がある。一般規定が固有に射程内に置く事項は、いずれも株主の経済的利益（財産権的利益）の保護・確保をその機能としており、その意味で、株主平等原則（狭義）の理念的意義は、株主の経済的利益を株式数比例で保障することに求められる。

このように一般規定の固有の（個別規定と重畳しない）射程範囲は、相当程度、限定的なものとなる。現時点では、差別的行使条件・取得条項付きの新株予約権無償割当てと、株主優待制度に限定されると言ってもよい。ただし、将来的には、何らかのスキームの開発に伴い、新たな射程内の事象が生じる可能性もある。

差別的行使条件等の付された新株予約権無償割当てにつき、平等原則の趣旨が及ぶと司法判断されたのは、新株予約権の内容の同一性確保の要請に基づくものではなく、株主に対して、持株数比例で割当てられるというそのプロセスに着目した結果である。差止事由としての法令違反（法109条1項違反）と、「不公正発行」の判断枠組みをオーバーラップさせる最高裁決定は妥当ではなく、申立審（東京地裁）の判断枠組みのように、①ももとの株式数に比例した適正な対価の交付により株主としての経済的利益が平等に確保され、②会社法における他の規律（現金交付による組織再編等）との整合性から、株主総会の特別決議を経ていること、の二点に基づき、形式的に司法審査することが妥当である。株主の経済的利益は平等に確保されていたとしても、新株予約権の行使（取得）の対価が他の株主と相違し、支配権面での不利益が生じている場合は、会社法他の規律（金銭対価での交付金合併等）との整合性の観点から株主総会の特別決議を要すると解されるからである。

株主優待制度は、株式会社がその株主に対し、株主たる地位に着目して何らかの経済的価値を有する財貨・役務を提供するものであり、また法が個別規定を置かないものとして、まさしく一般規定の固有の射程内にあるものと評価される。優待制度を剰余金配当制度（現物配当制度）に近接して設計するほど、配当規制の潜脱の問題が浮上するし、一方で、剰余金配当制度から乖離して設計すればするほど、今度は法109条1項（一般規定）違反の問題が表面化するというジレンマに陥る。同制度を、すべて違法なものとして否定する必要はないが、違法性阻却事由としての軽微性の要件を厳格にテストすることにより、その適法性を確保する努力が求められる。

平成23年10月9日の私法学会大会での研究報告においては、大要、以上のような報告を行った。これに対しては、以下のような質問がなされた。①新会社法で明文化された一般規定の解釈に当り、ドイツ株式法の解釈は参考にならないものとされるが、立証責任分配論においては参考になるのではないかと、②ブルドックス事件において、

氏名	村田 敏一
----	-------

最高裁が示したような「目的の合理性・手段の相当性」を重視する解釈につきどう考えるのか、③平等原則違反の効果につき、新株予約権の行使後は有効と考えているようであるが、それはいったん無効となりその後治癒されて有効となるのか、それとも最初から有効と考えるのか、④一般規定の射程を株主の経済的利益に限定した場合、その経済的利益の範囲をどのように画定させるのか。これらの質問に対しては、①につき、原則的取扱いからの乖離につき、会社に正当性の立証責任を負担させる点では共通するが、その根元において、平等原則を実質的に解するか（信義則の補完：ドイツ株式法）、形式的に解するか（我が国）の点が異なる、②につき、「目的の正当性・手段の相当性」は差止事由としての「不正発行」の判断では重視されるが、株主平等原則の判断は形式的になす必要があり、そこまで実質的要件を織り込むことは妥当ではない、③どちらの考え方を採っても結論は同じであり、議論に実益はない、④割当自由の原則（株主の新株引受権の否定）も、希釈化による株主の経済的利益の侵害という側面は確かにあるが、同原則は会社法が採用しているものであり、いわば「個別規定」として平等原則に関する一般規定の例外（射程外）となる、と各々回答を行った。

また、株主平等原則の研究に関連しては、同原則の解釈が一つの争点となった「ピコイ事件」の東京高裁決定（東京高決平成20年5月12日）に関する判例研究を、京都大学商法研究会において行った（7月16日）。当該判例研究については、旬刊商事法務1944号（平成23年10月5日・15日合併号）に掲載された。

また、科研研究会「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証研究」第3回研究会において「商事判例の形成と最高裁の機能」のテーマで報告を行った（9月22日）。そこでは、商事判例の特質（予見可能性・法的安定性の重視）につき確認するとともに、昭和40年代における大隅健一郎判事の在任時における最高裁の商事判例形成の背景・条件につき考察し、また、近時（平成18年度～平成22年度）の5年間の最高裁の重要商事判例を分析し、高裁判決（決定）に対する最高裁での逆転率が、80%程度と異常な高率となっている状況を摘出した。こうした高裁の「レベルの低さ」から、最高裁が少なくとも、商事法の範囲では、判例統一機能を発揮せざるをえない現状につき指摘した。

2. 保険関係法の研究

保険関係法の研究としては、生命保険税制に関し従前の国税庁による実務を否定した最高裁判例を判例批評の形で肯定的に評価した研究報告を行った（「相続税法・所得税法と生命保険契約」民商法雑誌143巻6号に掲載）。

また、関西保険業法研究会における保険業法逐条解説研究会において、保険業法240条の2～240条の13（保険既契約の契約条件の変更）につき、その立法課程・経緯を踏まえた報告を行った（5月27日、7月15日、8月31日）。

また、保険仲立人制度の見直しの必要性等につき考察した論稿である「保険募集法制見直し論の焦点」を生命保険論集176号（9月号）に発表した。そこでは、保険仲立人の取扱う（媒介する）保険契約の範囲を保険法における片面的強行規定適用除外契約に限定することにより、供託義務や比較募集に関する規律の適用を免除する等の立法論を提示している。

以上

氏名	村田 敏一
----	-------

3. 研究成果の公表：今回の研究成果公表の状況と予定を具体的に記入してください。			
既 発 表			
テーマ	発表形態	出版社/雑誌 巻号/学会名等	刊行/発表年月日
株主平等原則の謎—会社法109条1項の解釈論として	<input type="checkbox"/> 著書 <input type="checkbox"/> 論文 <input checked="" type="checkbox"/> 学会発表	日本私法学会第七五回大会	2011年10月9日
相続税法・所得税法と生命保険契約	<input type="checkbox"/> 著書 <input checked="" type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表	有斐閣・民商法雑誌143巻6号	2011年6月
新株予約権無償割当てが「著しく不公正な方法」によるものであるとして、新株発行の差止めの仮処分が認められた事例（ピコイ事件抗告審決定）	<input type="checkbox"/> 著書 <input checked="" type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表	商事法務研究会・商事法務1944号	2011年10月5日・15日
保険募集法制見直し論の焦点	<input type="checkbox"/> 著書 <input checked="" type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表	生命保険論集176号・生命保険文化センター	2011年9月20日
	<input type="checkbox"/> 著書 <input type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表		
執 筆 中 ・ 発 表 予 定			
テーマ	発表形態	出版社/雑誌 巻号/学会名等	刊行/発表予定年月
株主平等原則の謎—会社法109条1項の解釈論として	<input type="checkbox"/> 著書 <input checked="" type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表	有斐閣・私法74号・日本私法学会	2012年4月
財源規制に違反した株式会社の剰余金配当等の規整に関する幾つかの問題（2）	<input type="checkbox"/> 著書 <input checked="" type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表	立命館法学2012年1号・立命館法学会	2012年6月
	<input type="checkbox"/> 著書 <input type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表		
	<input type="checkbox"/> 著書 <input type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表		
	<input type="checkbox"/> 著書 <input type="checkbox"/> 論文 <input type="checkbox"/> 学会発表		
構 想 計 画 中 今回の学外研究において、新会社法の基本問題中、株主平等原則の問題について、私法学会での報告の形で、一区切りをつけることが出来た。今後は、会社法の基本問題の中で、現在、理論的・実務的に議論が活発化している株式買取請求権を巡る解釈論的・立法論的諸問題につき、研究を進めていきたい。また、自益権・共益権と原告適格の問題についても考察していきたい。			

氏名	村田 敏一
----	-------

提出期限：帰着後2ヶ月以内 提出先：各リサーチオフィス ★本書式は、研究部ホームページにて公開します。

		RO 受付